

公益財団法人増田富美記念財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人増田富美記念財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 会議等とは、理事会、評議員会及び選考委員会、監事監査をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給する。

2 役員は報酬は日額とし、会議等への出席又は決議の省略による意思表示の都度、別表第1に定める年度総額の範囲内で支給する。

ただし、国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者は無報酬とする。

3 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、会議等への出席又は決議の省略による意思表示の都度、別表第2に基づき支給する。

4 この法人は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、役員及び評議員は別表の第1及び第2に定める報酬を支給する。

6 第2項及び第3項に定める決議の省略による意思表示に係る報酬は、意思表示をした時点をもって支給するものとし、会議等の成立は問わないものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数

により計算した総額を、出席した月の翌月 25 日に支給することができる。

- 2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に一括して振込む方法により支給する。ただし、25 日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(会議等の開催にかかる交通費)

第 5 条 会議等の開催に係る交通費については、実費を支給する。

- 2 前項の交通費は、会議等の開催の日の属する月の翌月 25 日に前条第 2 項と同様の口座に振込む方法により支給する。ただし、25 日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支給する。

(費用)

第 6 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日からその翌月 25 日までに現金もしくは振込みにて支払うものとする。なお、振込みの場合は、第 4 条第 2 項と同様の口座に振り込むこととする。ただし、25 日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支払う。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021 年 12 月 22 日から施行する。

この規程は、2022 年 11 月 11 日から施行する。

別表第 1) 役員の報酬 (源泉徴収税額控除前の額)

役 職	会議等への出席 (1 人あたり)	会議等の決議の省略 による意思表示 (1 人あたり)	年度総額 (合 計)
理事	30,000 円 (税抜)	30,000 円 (税抜)	3,000,000 円 (税抜)

監事	30,000 円 (税抜)	30,000 円 (税抜)	1,000,000 円 (税抜)
----	---------------	---------------	------------------

別表第2) 評議員の報酬 (源泉徴収税額控除前の額)

役 職	会議等への出席(1人あたり)	会議等の決議の省略による意思表示(1人あたり)
評議員	30,000 円 (税抜)	30,000 円 (税抜)